

2 PFI年表

平成18（2006）年度の動き

	内閣府等の動き	地方公共団体の主要な動き	事業の進捗状況
平成18（2006）年	4月 7日 民間資金等活用事業推進委員会 第11回総合部会開催		【実施方針の公表】 ●東根市学校給食共同調理場整備等事業 ●呉市音戸ロッジ整備等事業
	5月 1日 会社法成立に伴う改正PFI法施行及び 内閣府令廃止		【実施方針の公表】 ●新焼却場施設整備・運営事業 ●（仮称）新文化センター整備運営事業 ●愛媛県立中央病院整備運営事業 ●加須大越処理区農業集落排水事業
	6月 8日 PPPI Days 2006（世界銀行）参加		【実施方針の公表】 ●奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業 ●那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 ●市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業 ●那覇港国際物流関連施設整備・運営事業
	7月 24日 第1回日韓定期PFI推進交流会議		【実施方針の公表】 ●京都市立音楽高等学校移転整備事業 ●（仮称）小山小学校校舎建設等PFI事業 ●「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業
	8月 29日 民間資金等活用事業推進委員会 第12回総合部会開催		【実施方針の公表】 ●神戸市立中央市民病院整備運営事業 ●PFIによる森地区新構想高等学校（仮称）整備事業 ●木更津第一小改築及び木更津市学校給食センター整備事業
	9月 21日 第1回VFM評価に関するワーキング グループ開催		【実施方針の公表】 ●喜連川社会復帰促進センター等運営事業 ●播磨社会復帰促進センター等運営事業
	10月 5日 第13回民間資金等活用事業推進委 員会開催 27日 第2回VFM評価に関するワーキング グループ開催	「仙台市PFI活用指針」（第3版）策定	【実施方針の公表】 ●徳島県青少年センター整備運営事業 ●大阪府精神医療センター再編整備事業 ●米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟） ●名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業

		内閣府等の動き	地方公共団体の主要な動き	事業の進捗状況
平成19(2007)年	11月			【実施方針の公表】
	10日	「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」公表		●鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業
	22日	関係省庁連絡会議幹事会申合せ 「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」		●(仮称)広島県東部運転免許センター整備事業
	12月			【実施方針の公表】
	1日	第3回 VFM 評価に関するワーキンググループ開催		●保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業
	26日	「PFIアニュアルレポート(平成17年度)」公表		●廿日市市新宮島水族館(仮称)整備・運営事業 ●横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業 ●精神医療センター(仮称)整備運営事業 ●豊洲新市場整備等事業 ●山形市学校給食センター整備運営事業 ●下関地域総合武道館(仮称)整備等事業
平成19(2007)年	1月			【実施方針の公表】
	26日	第4回 VFM 評価に関するワーキンググループ開催		●大垣市南部学校給食センター整備事業 ●山形県宮通町団地移転建替等事業 ●狭山市立第一学校給食センター更新事業
	2月			【実施方針の公表】
				●鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業 ●筑波大学付属病院再開発に係る施設整備等事業
	3月			【実施方針の公表】
	6日	PPP Web Tokyo Conference 2007 開催		●(仮称)紫波火葬場整備事業 ●埼玉県県民活動総合センターESCO事業
	8日	PFIの現状と課題等についてのセミナー開催		●(仮称)豊田市交通安全教育施設整備・運営事業
	9日	第5回 VFM 評価に関するワーキンググループ開催		●徳島市立高等学校校舎整備等事業

赤・・・民間資金等活用事業推進委員会の動き

3 民間資金等活用事業推進委員会の経緯

委員会名	開催日	検 討 方 針
第 1 回委員会	H11.10.08	「基本方針案」についての検討
第 1 回合同部会	H11.10.13	
第 2 回合同部会	H11.10.19	
第 2 回委員会	H11.11.16	
第 3 回委員会	H11.12.01	
第 4 回委員会	H12.03.10	
第 5 回委員会	H12.03.31	プロセス・リスク分担・VFM・ガイドラインについての検討・ ヒアリング・論点整理
第 3 回合同部会	H12.04.07	
第 4 回合同部会	H12.04.21	
第 5 回合同部会	H12.05.12	
第 6 回合同部会	H12.05.19	
第 7 回合同部会	H12.05.26	
第 8 回合同部会	H12.06.02	
第 9 回合同部会	H12.06.09	
第 10 回合同部会	H12.06.16	
第 11 回合同部会	H12.07.27	
第 12 回合同部会	H12.09.05	
第 13 回合同部会	H13.01.11	
第 14 回合同部会	H13.01.18	
第 6 回委員会	H13.01.22	
第 15 回合同部会	H13.05.30	
第 16 回合同部会	H13.07.10	
第 7 回委員会	H13.07.27	
第 17 回合同部会	H13.11.15	P F I 事業化にあたっての課題等を、地方公共団体、民間事業者からヒアリング
第 18 回合同部会	H13.12.10	
第 19 回合同部会	H14.01.23	
第 20 回合同部会	H14.03.15	
第 21 回合同部会	H14.04.23	
第 22 回合同部会	H14.05.24	国土交通省の取り組みについてヒアリング
第 23 回合同部会	H14.05.29	総務省の取り組みについてヒアリング
第 24 回合同部会	H14.06.04	財務省、環境省、防衛庁の取り組みについてヒアリング
第 25 回合同部会	H14.07.11	各省庁へのヒアリング結果の論点整理・対応策
第 26 回合同部会	H14.09.04	今後の取り組み事項と対応策
第 8 回委員会	H14.11.14	最近の P F I の進捗状況について議論

委員会名	開催日	検 討 方 針
第 27 回合同部会	H14.11.14	P F I にかかる資金調達についてヒアリング
第 28 回合同部会	H15.03.25	「契約・モニタリングガイドライン」について検討
第 29 回合同部会	H15.05.22	
第 30 回合同部会	H15.06.23	
第 9 回委員会	H15.06.23	
第 10 回委員会	H15.12.11	P F I の現状について
第 1 回総合部会	H16.01.13	
第 2 回総合部会	H16.01.27	P F I 事業の進捗状況・課題等に関して、地方自治体・民間事業者からのヒアリング
第 3 回総合部会	H16.02.13	
第 4 回総合部会	H16.02.24	委員・専門委員による意見交換
第 5 回総合部会	H16.03.23	P F I 事業に関して、関係省庁・地方公共団体へ調査
第 6 回総合部会	H16.03.29	関係省庁ヒアリング
第 7 回総合部会	H16.04.20	(非公開)
第 8 回総合部会	H16.05.18	(非公開)
第 9 回総合部会	H16.06.01	P F I 推進委員会総合部会中間報告（案）について検討
第 11 回委員会	H16.06.03	
第 12 回委員会	H17.11.07	P F I 法の改正及び P F I 事業の現況及び P F I をめぐる最近の動きについて
第 10 回総合部会	H18.02.09	
第 11 回総合部会	H18.04.07	V F M 評価の在り方について
第 12 回総合部会	H18.08.29	V F M 評価のあり方に係わる検討の今後の進め方について
第 13 回委員会	H18.10.05	P F I 事業の現況等について V F M 評価のあり方に係わる検討について

4 関係省庁連絡会議、同幹事会の経緯

会 議 名	開催日	検 討 内 容
第 1 回連絡会議	H11.08.10	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議の設置について（関係省庁申合せ） 今後の予定について 平成 12 年度概算要求・税制要望等について
第 1 回幹事会	H11.08.26	関連税制改正要望の方法について 平成 12 年度概算要求・税制改正要望等とりまとめについて
第 2 回連絡会議	H11.10.05	平成 12 年度概算要求・税制改正要望等とりまとめについて P F I 法関連政令の制定について 民間資金等活用事業推進委員会の開催について
第 3 回連絡会議	H11.11.10	基本方針について
第 2 回幹事会	H11.11.25	基本方針について
第 3 回幹事会	H12.01.27	基本方針について
第 4 回幹事会	H12.02.23	基本方針について
第 4 回連絡会議	H12.03.23	基本方針について ガイドラインについて 関係省庁連絡体制等について（関係省庁連絡会議申合せ） P F I 事業の推進について
第 5 回幹事会	H12.04.10	幹事会申合せについて P F I 事業の推進について (1) 実施方針の雛形の作成スケジュール等調べ (2) 民間発案の受付け等体制整備 (3) P F I 事業に適用される具体的財政支援等の明確化 (4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 (5) P F I 事業事例等の作成等 (6) 具体的案件の積極的発掘 今後のガイドライン検討の進め方について
第 5 回連絡会議	H12.06.13	国の補助金等の P F I 事業への適用について 実施方針の雛形の作成について P F I 事業例について P F I 推進委員会の審議状況について
第 6 回連絡会議	H13.02.05	中央省庁等改革に伴う関係省庁申合せの一部改正について ガイドラインについて（関係省庁連絡会議申合せ）
第 7 回連絡会議	H13.09.28	V F Mに関するガイドラインについての申合せ（報告） P F I 推進委員会の今後の進め方について P F I の推進に向けた取組について

会 議 名	開催日	検 討 内 容
第 6 回幹事会	H14.09.20	P F I 推進委員会合同部会の審議状況及び今後の進め方について 平成 15 年度 P F I 関連概算要求とりまとめについて P F I 事業における補助金等の交付の適用状況について
第 7 回幹事会	H15.03.20	P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第 8 回幹事会	H15.06.25	「契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項 についてー」及び「モニタリングに関するガイドライン」について (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第 9 回幹事会	H15.12.10	今後の P F I 推進委員会における審議について (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第 10 回幹事会	H16.02.10	P F I 推進委員会総合部会の審議状況について P F I に関する調査依頼について
第 11 回幹事会	H16.06.16	「P F I 推進委員会中間報告ー P F I のさらなる展開に向けてー」 について
第 12 回幹事会	H17.06.06	地方税法附則第 11 条第 25 項及び第 15 条第 51 項の規定に基づく 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について (関係省庁連絡会議申合せ)
第 13 回幹事会	H18.11.22	P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）

（平成11年 7月30日法律第117号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

（基本理念）

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事

業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

- 2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

（基本方針等）

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。
 - 一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
 - 四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
 - 五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
 - 一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
 - 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
 - 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）

を定めるものとする。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

八 その他特定事業の実施に関し必要な事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（特定事業の選定）

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

（客観的な評価）

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（指定管理者の指定に当たっての配慮等）

第九条の二 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合においては、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

（選定事業の実施）

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者（当該施設の管理者である場合を含む。）が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

- 2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（国の債務負担）

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

（行政財産の貸付け）

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項から第五項まで及び次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物（以下この条において「特定建物」という。）の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の

管理に関し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

- 5 前項の規定は、第三項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に 供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項から第十項まで及び次条第五項から第八項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。
- 7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。
- 8 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後に おいても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である 土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 10 前項の規定は、第八項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 11 前各項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 12 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第五項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二 項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第六項から第十項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第十一条の三 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設（公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。）並びに同条第一項第

五号の政令で定める施設のうち第三号及び第四号施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置の事業であって、選定事業の実施に資すると認められるもの(以下この条において「特定民間事業」という。)の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第六項において同じ。)に貸し付けることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、第二項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等(当該選定事業の終了の後にある場合は、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。
- 5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定は、第六項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、

「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

- 9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第十一条の三第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第十一条の三第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（国有財産の無償使用等）

第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者の使用させることができる。

- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者の使用させることができる。

（無利子貸付け）

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

- 2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第十六条 第十一条の二から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

- 2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公共法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における会社法（平成十七年法律第八十七号）第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方

公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

（委員会の組織）

第二十二条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定（特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。）における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 （平成十三年一月二二日法律第一五一号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則 （平成十四年五月二九日法律第四五号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一五年七月三〇日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年八月一五日法律第九五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

(平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号)

21 世紀を迎えるに当たり、本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者にゆだねることが求められている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「P F I 事業」という。）は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施を P F I 事業として民間事業者にゆだねることが望まれる。

この P F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、近年国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、着実に財政構造改革を進めていく必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。この P F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施するものである。このことによって、財政資金の効率的利用が図られ、また、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくものと期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I 事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることが予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重したP F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてP F I 事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うP F I 事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、P F I 事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 特定事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 実施方針の策定及び公表

- (1) 国等は、P F I 事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等にかんがみ、P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業か

ら、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、民間事業者からの発案のあった事業については、下記4に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うこととする。
- (3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。

3 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第6条に基づく特定事業として選定することとする。法第6条に基づく特定事業の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

- (1) 特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者にゆだねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができると又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。
- (2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。
- (3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。
- (4) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。
- (5) 上記(4)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

4 民間事業者の発案に対する措置

国等は、P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。
- (2) 民間事業者からの発案に対してこれを実施に移すことが適当であると認めたときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者等が発案した P F I 事業の場合と同じ手続を行うこととする。
- (3) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知すること。さらに、これらの事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に適宜公表すること。

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第7条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

- (1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
- (2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
- (3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- (4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとり客観的な評価を行うことを条件とすること。
- (5) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
- (6) 民間事業者には質問の機会を与えると同時に、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。
- (7) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表する

こと。

- (8) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記一 3 (4) 及び(5)に準じ、公表すること。

- 2 特殊法人その他の公共法人（法第 2 条第 3 項第 3 号に掲げる者をいう。）は、民間事業者の選定等について、上記 1 (1) から(8)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。
- 3 国は、上記 1 (3) 及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、P F I 事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

- 1 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- 2 事業計画又は協定等（以下「協定等」という。）において、以下の諸点に留意して規定し、協定等は公開すること（ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ協定等で合意の上、これを除く。）。
- (1) 協定等は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他協定等の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
- (2) 公共施設等の管理者等は、協定等において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等、協定等の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が協定等の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。
- (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。
- (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
- (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
- (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。
- (ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。

- (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
 - (ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく協定等の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。
- (4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
 - (5) 選定事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
 - (6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における協定等の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。
 - (7) 協定等の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。
 - (8) 上記(4)から(7)までに規定する協定等の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
 - (9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取決めを行うこと。
 - (10) 協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- 3 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。
 - 4 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスク

により当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、P F I 事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。

- (1) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。
- (2) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること。
- (3) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。
- (4) 法第 17 条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないように、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第 3 条の規定を踏まえ、整備を図ること。
- (5) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第 12 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
- (6) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、P F I 事業の円滑な実施に資することにかんがみ、選定事業に係る協定等の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。
- (7) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、協定等の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な協定等を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。
- (8) P F I 事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第 20 条第 1 項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10 年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること。

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることに関する事項

五 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第 21 条の規定に基づき、政府と協力して、P F I 事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

- 1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下五において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図る。
- 2 推進委員会は、政府とともに、内外の P F I に関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民の P F I 事業に対する理解や P F I 事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。
- 3 推進委員会は、上記 1 のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国が P F I 事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。
- 4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、P F I 事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。
- 5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民の P F I 事業についての理解を深め、P F I 事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。
- 6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集された P F I 事業に関する情報について分析し、P F I 事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要な P F I 事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。

六 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

1 支援

- (1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができること。
- (2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあっせんに努めること。
- (3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。
なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。

3 P F I 事業の推進

- (1) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。
- (2) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。
- (3) 民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。
- (4) P F I 事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。
- (5) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。
- (6) 協定等に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。
- (7) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I 事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

- 1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のP F Iに関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のP F I 事業に対する理解やP F I 事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。
- 2 政府は、広く国民のP F I 事業の理解を深め、P F I 事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

7 その他参考資料

ア 内閣府による事業分野の分類

区 分	種 類	施 設 内 容
教育と文化	文 教 施 設	小中学校、高校、大学・高専、試験研究機関、社会体育施設、給食センター、文教その他
	文 化 施 設	公民館・市民ホール等、図書館、美術館、文化交流施設、文化その他
生活と福祉	福 祉 施 設	老人福祉施設、福祉その他
健康と環境	医 療 施 設	病院
	保健衛生施設	衛生試験場
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設、廃棄物循環型社会基盤施設
	水 道 施 設	上水道施設
	斎 場	斎場
	浄 化 槽	浄化槽
産業	農業振興施設	卸売市場、農業振興支援施設、農業その他
	漁 港	漁港
	工業振興施設	インキュベーションセンター、産業その他
	商業振興施設	観光施設
まちづくり	道 路	駐車場、駐輪場
	空 港	空港、航空関連施設
	公 園	都市公園、自然公園
	下 水 道 施 設	下水道施設
	海岸保全・港湾施設	港湾施設
	公 営 住 宅	公営住宅
	市街地再開発等	市街地再開発事業、土地区画整理事業
あんしん	警 察 施 設	警察施設
	消 防 施 設	消防施設
	行 刑 施 設	行刑施設
庁舎と宿舍	庁 舎 と 宿 舎	事務庁舎、宿舍
その他	複 合 施 設	複合施設
	道 の 駅	道の駅

イ 図表 我が国における P F I の現況の数値内訳

【17 年度アニュアルレポートとの連続性について】

本文及び資料編のデータのうち、以下 2 点を変更した。

1. 平成 18 年度中に PFI 導入を断念した事業について、当該事業の実施方針公表時期まで遡及して全事業分析の対象外とした。
2. 平成 18 年度中に事業実施主体が政令指定都市に指定された事業について、実施方針公表時期まで遡及して事業実施主体を変更した。

(1) P F I 事業の実施状況

表 2-1-1 事業数（実施方針公表件数）及び事業費の推移（累計）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実施方針公表件数	3	15	43	90	136	185	226	266
供用開始した事業数	0	1	3	13	20	44	93	136
事業費（億円）	0	297	1,444	4,936	8,473	10,190	15,729	20,473

（注）事業費については、事業実施主体（公共施設等の管理者等）から公表された落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものである。また、公的負担のない事業についての事業費は含まれていない。年度については契約年度ごとに分類している。

表 2-1-2 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別事業数の推移（累計）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国 等	0	0	1	22	32	47	58	62
都道府県	1	7	16	23	34	46	56	66
政令指定都市	2	5	7	11	17	23	29	34
市区町村	0	3	19	34	53	69	83	104
累積事業数	3	15	43	90	136	185	226	266
年あたり事業数	3	12	28	47	46	49	41	40

- （注）1. 事業実施主体（公共施設等の管理者等）における「国等」とは、官公庁、独立行政法人、最高裁判所等を指す。
 2. 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、本表上の整理では、国等の区分に計上している。
 3. 「大阪府精神医療センター再整備等事業」は、地方独立行政法人の事業であるが、本表上の整理では、都道府県の区分に計上している。

表 2-1-3 事業実施主体（公共施設等の管理者等）（国、独立行政法人、地方公共団体）別事業数の推移（累計）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国	0	0	0	7	15	21	30	33
独立行政法人	0	0	1	15	17	26	28	30
地方公共団体	3	15	42	68	104	138	168	203
累積事業数	3	15	43	90	136	185	226	266
年あたり事業数	3	12	28	47	46	49	41	40

- （注）1. 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」（平成 15 年度）は、国と千代田区との共管事業であるが、本表上の整理では、国の区分に計上している。
 2. 「独立行政法人」には、各国立大学法人のほか、独立行政法人情報通信研究機構、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター、地方独立行政法人大阪府立病院機構が含まれる。